

盛岡市宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年3月27日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市宿泊税条例の施行期日を定める規則

盛岡市宿泊税条例（令和7年条例第47号）（附則第1項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和8年10月1日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年4月1日とする。